



RIETI Discussion Paper Series 15-J-046

# 国際通商とプライベート・スタンダード —WTO・SPS委員会での議論とWTO外の対応—

内記 香子  
大阪大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<http://www.rieti.go.jp/jp/>

国際通商とプライベート・スタンダード  
－WTO・SPS 委員会での議論と WTO 外の対応－\*

内記香子（大阪大学）\*\*

要 旨

途上国の生産者をサポートするフェアトレード認証、森林保護の FSC (Forest Stewardship Council) 認証、あるいは生態系配慮等の一定基準を充たした農園に関するレインフォレスト・アライアンス認証など良く知られた制度をはじめ、今、市場には数多くの私的で商業的な「プライベート・スタンダード (Private and Commercial Standards)」が存在している。プライベート・スタンダードは、社会的・環境保護的・倫理的な目的を有しており、国家による法がないところや法を超えた部分を規律するという意味で、公的な機能を持つと評価できる。その一方で、そうしたプライベート・スタンダードの増加・拡散によって、スタンダードへの信頼性が揺らぎ、プライベート・ガバナンスに対する正当性の要求が高まっているという現状もある。本稿は、プライベート・ガバナンスへの懸念や問題点に対して、国際社会でどのような対応がなされているか、検討するものである。具体的には、WTO ではどのような議論があり、また WTO 外ではいかなる対応がなされているのかをみながら、より良いプライベート・ガバナンスをめざす多様な試みについて考察した。

キーワード： プライベート・スタンダード、認証スキーム、WTO、SPS 協定

JEL classification: F18, K32, L20, L30

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

\* 本稿は（独）経済産業研究所「貿易・直接投資と環境・エネルギーに関する研究」プロジェクト（代表：神事ファカルティフェロー）の成果の一環である。2014年2月5日・7月25日の研究会および2015年7月13日のPDP検討会における筆者の報告に対して、出席者から貴重なコメントを頂戴している。また本稿の執筆過程で、2014年度国際政治学会研究大会・分科会報告「規制・基準の増加が国際貿易体制に与える影響－競争とフラグメンテーションを超えて」および「国際通商体制と規制・基準の関係－古くて新しい非関税障壁の課題」『論究ジュリスト』第11号137～142頁（2014年11月）で本研究の一部を公表する機会を得た。本稿の執筆にあたりインタビュー調査にご協力頂いた方々にここに記して感謝申し上げる（WTO事務局・2014年3月27日、7月14日、2015年5月22日；ISEAL Alliance・2014年3月21日；UNFSS・2014年3月28日、2015年3月13日；ITC・2015年3月13日）。本稿のいかなる誤りも筆者の責任である。

\*\*大阪大学大学院国際公共政策研究科・准教授。Email<ynaiki@osipp.osaka-u.ac.jp>

## 1. はじめに一問題の背景

途上国の生産者をサポートするフェアトレード認証、森林保護の FSC (Forest Stewardship Council) 認証、あるいは生態系配慮等の一定の基準を充たした農園に関するレインフォレスト・アライアンス認証など良く知られた制度をはじめ、食品だけではなく紛争フリーの責任ある鉱物調達を目的とした制度や、持続可能なツーリズムやレジャー等のサービスに関する制度も含めて、今、市場には数多くのプライベート・スタンダードが存在している。またプライベート・スタンダードの多くは、社会的・環境保護的・倫理的な目的、あるいはサステナビリティに関する目的を有している点も大きな特徴である。

まず、プライベート・スタンダードが多様であることから、プライベート・スタンダードとは何か、という点が問題となるが、本稿では幅広く、一企業、業界団体、NGO、あるいは多様なアクターによる協働 (マルチステークホルダー・アプローチ) により策定された生産・販売に関する要件をプライベート・スタンダードと表現することとし、そのスタンダードに基づいて認証を行う団体のことを「認証スキーム」とよぶこととする。ただ、プライベート・スタンダードという用語も必ずしも一律に使われているわけではない。この分野の研究が最も進んでいるのは、国際政治学・国際関係論である。そこでは、プライベート・スタンダードをめぐる研究は、「プライベート・ガバナンス」の分野<sup>1</sup>として発展してきており、そこではプライベートなスタンダードや認証スキームは、‘civil regulations’<sup>2</sup> ‘private regulation’<sup>3</sup> ‘private social regime’<sup>4</sup> ‘private authority’<sup>5</sup> 等、様々な表現が使われている。

本稿の目的は、プライベート・スタンダードが増加・乱立していることから生じる問題にどのように対応できるか、問題へのアプローチの可能性を検討することにある。プライベート・スタンダードの拡散・増加・乱立の状況は、しばしば‘fragmentation’ (断片化) と表現されるが、プライベート・スタンダードの増加・拡散の帰結として、次のような問題が指摘されている。すなわち、必ずしも環境・社会・倫理上の問題に有効に対処していないスタンダードが横行するようになったり、数多くのスタンダードの中でどれが信頼の

---

<sup>1</sup> 山田高敬「公共空間におけるプライベート・ガバナンスの可能性—多様化する国際秩序形成」『国際問題』586号(2009年)49頁。

<sup>2</sup> David Vogel, “Private Global Business Regulation” 11 *Annual Rev of Political Science* 269(2008).

<sup>3</sup> Tim Büthe, “Global Private Politics: A Research Agenda,” 12 *Business & Politics* 5 (2010).

<sup>4</sup> 阪口功「市民社会 プライベート・ソーシャル・レジームにおける NGO と企業の協働」『コンストラクティヴィズムの国際関係論 (大矢根聡編)』(有斐閣、2013年)147頁。

<sup>5</sup> Jessica F. Green, *Rethinking Private Authority: Agents and Entrepreneurs in Global Environmental Governance* (Princeton University Press, 2013).

おけるものなのかユーザーが混乱し判断できない状況になったりする問題である<sup>6</sup>。例えば、前述のフェアトレード認証とレインフォレスト・アライアンス認証であるが、コーヒー飲料にそのラベリングが付いていたとして、消費者はその違いを理解しているだろうか。あるいは、コーヒーの生産者の場合、フェアトレード認証とレインフォレスト・アライアンス認証にはどのような違いがあって、自身の生産にどのような効果があるということが分かっているだろうか。同様の混乱は他の分野でもみられる。日本国内で見ることの多くなった FSC 認証の紙製品であるが、PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) 認証という別の制度が存在するし、魚製品についても、MSC (Marine Stewardship Council) 認証のほか、マリン・エコラベル・ジャパンという認証もある<sup>7</sup>。消費者がラベリングの違いを識別できていない可能性は高く、また、生産者の中には負担の小さいスタンダードを選択しようという安易な精神から認証を得ようというインセンティブもあるかもしれない。

ただし、多数のプライベート・スタンダードの存在は、必ずしも否定的に捉えられているわけではなく、プライベート・スタンダード間の相互作用 (interactions) から、学習 (learning) やイノベーションが起こり得る、という肯定的な評価も存在する<sup>8</sup>。また、私的エリアでは (スタンダードが増加・乱立していたとしても) 自由な活動が認められるべきであるという考えも根強く、それは、プライベート・スタンダードが、国家がうまく規律できなかった社会・環境・倫理上の事項を (国家に代わって) とり扱うようになってからである、といった見方がある<sup>9</sup>。これは、国際関係論の分野でプライベート・ガバナンスが拡大してきた理由の一つに沿った見解で、すなわち、「社会領域におけるパブリック・ガバナンスの欠如を補おうとして生まれたのが、プライベート・ガバナンスであったと言える」<sup>10</sup>という見方であり、公私の活動範囲が分けられることに意味があると考えられるものである。この立場からすると、プライベート・スタンダードの増加や拡散を懸念する

---

<sup>6</sup> Kenneth W. Abbott, “Engaging the Public and the Private in Global Sustainability Governance,” 88 *Int’l Affairs* 543, 558 (2012). See also, Luc Franssen, “Why Do Private Governance Organizations Not Converge? A Political-Institutional Analysis of Transnational Labor Standards Regulation,” 24 *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institution* 359, 382 (2011).

<sup>7</sup> 「広がるエコラベル 生態系に優しい認証 身近な商品に」朝日新聞 2010 年 11 月 3 日朝刊 14 ページ。

<sup>8</sup> Abbott, *supra* note 6, p.559. See also, Burkard Eberlein *et al.*, “Transnational Business Governance Interactions: Conceptualization and Framework for Analysis,” 8 *Regulation & Governance* 1 (2014).

<sup>9</sup> Steven Bernstein and Erin Hannah, “Non-State Global Standard Setting and the WTO: Legitimacy and the Need for Regulatory Space,” 11 *JIEL* 575, 604-605 (2008).

<sup>10</sup> 山田、前掲註1、53頁。 See also, Vogel, *supra* note 2, p. 265 (“An important advantage of civil regulations is that they essentially bypass ongoing conflicts about state sovereignty...”).

必要はない、ということになる。

しかし、プライベート・スタンダードが国家に代わって規制を導入している（具体的には、国家の法がない分野でスタンダードを策定したり、法を超える規律を行ったりしている<sup>11</sup>）とすれば、それは公共財の提供をしているということになり<sup>12</sup>、そうなると私的アクターだから自由に規制をしていて良いということにはならない。前述の FSC、フェアトレード、あるいはレインフォレスト・アライアンスは、よく知られたスタンダードであり、環境・社会・倫理的な問題解決に寄与しているとすれば、それらスタンダードは一定程度の公的な機能を有していると言え、広く国際社会に影響を与えていると考えられる。プライベートな制度を、「ガバナンスの手段（“a global governance tool”）」とみる立場は、プライベート・スタンダードに公的な機能を期待する見方の現れである<sup>13</sup>。すべてのプライベート・スタンダードに公共性があるとはもちろん言えないが、その中に公共性が認められるものがあるとすれば、そこには、私的なものであったとしても、制度の正当性やアカウントビリティが求められるべきである<sup>14</sup>。そうした正当性の問題は、国家や国際機関の活動に求められてきたものであるが、私的な制度にも同様に正当性やアカウントビリティが求められる時代になってきたのである<sup>15</sup>。

本稿は、具体的なスタンダードを取り上げて、その制度の有効性や正当性を事例として検討するものではない<sup>16</sup>。プライベート・スタンダードがそれぞれにどのような対応をし

---

<sup>11</sup> Matthew Potoski and Aseem Prakash, “Voluntary Clubs: An Introduction “ in Matthew Potoski and Aseem Prakash eds., *Voluntary Programs : A Club Theory Perspective* (The MIT Press, 2009), pp.1-2.

<sup>12</sup> Fabrizio Cafaggi, “Transnational Private Regulation and the Production of Global Public Goods and Private ‘Bads””, 23 *EJIL* 695 (2012).

<sup>13</sup> Axel Marx et al., “Conclusion: Private Standards – a Global Governance tool?,” in Axel Marx et al. (eds.), *Private Standards and Global Governance: Economic, Legal and Political Perspectives* (hereinafter, *Private Standards*) (Edgar Publishing, 2012), p.293.

<sup>14</sup> Axel Marx, “Legitimacy, Institutional Design, and Dispute Settlement: The Case of Eco-Certification Systems,” 11 *Globalizations* 401, 403 (2014) (“By providing public goods, not only do they affect the parties involved in the system but they also have an effect on wider communities and hence should be accountable not only to their stakeholders but to external audiences (the wider public) as well.”); Doris Fuchs *et al.*, “Actors in Private Food Governance: The Legitimacy of Retail Standards and Multistakeholder Initiatives with Civil Society Participation,” 28 *Agriculture and Human Values* 353 (2011) (“This transition from public to private regulation gives rise to important new theoretical and political concerns of legitimacy.”).

<sup>15</sup> Julia Black, “Constructing and Contesting Legitimacy and Accountability in Polycentric Regulatory Regimes,” 2 *Regulation & Governance* 137 (2008).

<sup>16</sup> 事例を実証的に検討することはもちろん必要であるが、今後の研究課題としたい。先行研究において最も調査されてきた事例はFSCであることが指摘されており、FSC等、特定のよく知られた事例以外の様々な具体例が検討されることが研究として求められると言われている。Vogel, *supra* note 2, p. 275 (“...relatively few civil regulations have been studied in depth; indeed, more research has been published on the FSC and forestry codes than on all other codes combined.”).

ているのかという視点ではなく、より大きく、プライベート・スタンダードの増加や拡散に対する懸念や問題に対して、国際社会でどのような対応がなされているのか、WTO と WTO 外でのアプローチをみることにする。WTO では、次章でみるように、2005 年以降、SPS 委員会でプライベート・スタンダード (Private and Commercial Standards) をめぐって議論が続けられており、それは、途上国からの農産物輸出において、先進国のプライベート・スタンダードが通商障壁になっている、という懸念に始まった。同じ関心から、エコノミストがどの程度の通商障壁が存在するのかを検証した研究も発表されている<sup>17</sup>。通商障壁という懸念以外にも、上述のとおり、プライベート・スタンダードに対する懸念は正当性の問題も含めて多様な議論があるので、それを WTO 外での対応として検討する。

## 2. WTO での議論

### 2-1 SPS 委員会での議論の始まり<sup>18</sup>

WTO においてプライベート・スタンダードが議論される大きな契機となったのは、年間 3 回開催される SPS 委員会における懸念表明 (specific trade concerns) であった。2005 年 6 月の WTO の SPS 委員会の場で、セントヴィンセント及びグレナディーン諸島 (St. Vincent and the Grenadines) が、その主要な産品であるバナナのイギリス向けの輸出がプライベート・スタンダードによって停滞しているという懸念を示し、それにジャマイカも同意の表明をした<sup>19</sup>。

このとき問題とされたスタンダードは、当時 EurepGAP と呼ばれ、現在は GLOBALG.A.P として知られる、農産物の生産に関する基準である。これは、欧州の食品業界が中心となって策定したもので、「農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice : GAP)」を扱っている。GAP の基準内容は、農産物の安全性だけではなく、生産マネジメント、農業をめぐる環境、あるいは農業従事者の健康の保護までも扱っている (例えば、

---

<sup>17</sup> Peter Gibbon, Stefano Ponte and Evelyne Lazaro, *Global Agro-Food Trade and Standards: Challenges for Africa* (Palgrave Macmillan, 2010); Adeline Borot de Battisti, James MacGregor and Andrew Graffham eds., *Standard Bearers : Horticultural Exports and Private Standards in Africa* (International Institute for Environment and Development, 2009) ;OECD, *Private Standard Schemes and Developing Country Access to Global Value Chains: Challenges and Opportunities Emerging from Four Case Studies*, AGR/CA/APM (2006) 20/Final (3 August, 2007).

<sup>18</sup> SPS 委員会での議論の経緯 (2011 年 3 月まで) について邦文での紹介として、農林水産省、消費・安全局消費・安全政策課のホームページを参照、「自主及び商業基準 (プライベート・スタンダード)」 <<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/ps.html>> (as of June 12, 2015) を参照。

<sup>19</sup> SPS Committee, "Summary of the Meeting Held on 29-30 June," G/SPS/R/37/Rev, (18 August, 2005).

GLOBALG.A.P.の果物及び野菜の基準は 200 項目を超えており膨大な量である)。GLOBALG.A.P.の基準の影響は今や欧州だけでなく全世界に拡散しており<sup>20</sup>、日本国内でも、農林水産省の GAP の取り組みや<sup>21</sup>、独自の GAP 基準を策定する日本 GAP 協会による民間の取り組み等が知られている<sup>22</sup>。

2005 年の懸念表明を受けてから、2007 年になってから SPS 委員会では、commercial and private standards という議題を設けて、情報交換と議論を続けた<sup>23</sup>。このときに事務局側から提出された問題背景に関するペーパー<sup>24</sup>には、EurepGAP 以外のプライベート・スタンダードが下記のようにカテゴリー化されているが、下の表のように、一企業によるものから、国内の業界団体によるもの、ISO 基準まで幅広い種類のものが含まれている。

Individual firm schemes	Collective national schemes	Collective international schemes
Tesco Nature's Choice Carrefour Filière Qualité	Assured Food Standards British Retail Consortium Global Standard - Food QS Qualitat Sicherheit Label Rouge Food and Drink Federation/British Retail Consortium Technical Standard for the Supply of Identity Preserved Non-Genetically Modified Food Ingredients and Product	EurepGAP International Food Standard Global Food Safety Initiative ISO 22000: Food safety management systems Safe Quality Food (SQF) 1000 and 2000 ISO 22005: Traceability in the feed and food chain

G/SPS/GEN/746 (24 January 2007), p.2

<sup>20</sup> Yoshiko Naiki, "The Dynamics of Private Food Safety Standards: A Case Study on the Regulatory Diffusion of GLOBALG.A.P.," 63 *International & Comparative Law Quarterly* 137 (2014).

<sup>21</sup> 農林水産省ホームページ「農業生産工程管理 (GAP) に関する情報」  
<<http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/index.html>> (as of June 12, 2015) 参照。そこでは GAP とは「農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動」と説明されている。

<sup>22</sup> 日本 GAP 協会ホームページ<<http://jgap.jp/>> (as of June 12, 2014) 参照。

<sup>23</sup> 2007 年 3 月は specific trade concerns の議題の中で Concerns with commercial and private standards という項目を設けていたが (G/SPS/R/44)、同年 6 月には specific trade concerns とは別議題として Commercial and private standards を設けて議論を続けた (G/SPS/R/45)。

<sup>24</sup> SPS Committee, "Private Standards and the SPS Agreement," G/SPS/GEN/746 (24 January, 2007).

この当時からの重要な論点は、SPS 協定がプライベート・スタンダードを規律するかどうかという法的問題にあった。この点については 2007 年当時より、SPS 委員会では、プライベート・スタンダード一般を扱うのではなく、あくまでも SPS 協定に関連した (SPS-related issues) 側面について議論することが認識され<sup>25</sup>、そして具体的には、SPS 協定第 13 条の「非政府機関 (non-governmental entities)」をめぐる議論になりそうであるということ<sup>26</sup>、が認識されていた (詳しくは次節を参照)。

どのような範囲で議論をするのか委員会内で検討をした結果<sup>27</sup>、事務局の協力を得て、加盟国によるワーキンググループを中心に、次の 3 つの段階の作業を行うこととなった。まず、①加盟国に問題となっているプライベート・スタンダードについてアンケートをとり<sup>28</sup>、②それをとりまとめ<sup>29</sup>、そして 2009 年 10 月には、③SPS 委員会として可能なアクション案<sup>30</sup>について検討するに至った。

そのアクション案は何度か修正され<sup>31</sup>、2011 年 3 月に、SPS 委員会として 5 つのアクションが決定された<sup>32</sup>：①SPS 関連のプライベート・スタンダードの定義 (working definition) を策定すること；②プライベート・スタンダードに関して、SPS 委員会と Codex・IPPC・OIE が常に情報交換すること；③WTO 事務局は他の WTO 委員会でプライベート・スタンダードについて議論されているときはその内容を SPS 委員会に通知するようにすること；④WTO 加盟国はその領域内で活動するプライベート・スタンダードの団体に対して SPS 委員会内の活動や Codex 等の国際基準の重要性についてコミュニケーションをとっていくこと；そして⑤SPS 委員会は Codex・IPPC・OIE と共に国際基準の重要性を知らせるための活動をする可能性を探ること、である。

---

<sup>25</sup> SPS Committee, “Summary of the Meeting of 18-19 October, 2007,” G/SPS/R/46, p.26, para.140 (2 January, 2008).

<sup>26</sup> *Ibid.*, para.141.

<sup>27</sup> SPS Committee, “Private Standards: Identifying Practical Actions for the SPS Committee-Summary of Responses,” G/SPS/W/230 (25 September, 2008).

<sup>28</sup> SPS Committee, “Questionnaire on SPS-Related Private Standards,” G/SPS/W/232 (8 December, 2008).

<sup>29</sup> SPS Committee, “Effects of SPS-Related Private Standards – Descriptive Report,” G/SPS/GEN/932 (15 June 2009). See also, SPS Committee, “Effects of SPS-Related Private Standards – Compilation of Replies,” G/SPS/GEN/932/Rev.1 (10 December, 2009).

<sup>30</sup> SPS Committee, “Possible Actions for the SPS Committee Regarding Private SPS Standards,” G/SPS/W/247 (20 October, 2009).

<sup>31</sup> SPS Committee, “Possible Actions for the SPS Committee Regarding Private SPS Standards,” G/SPS/W/247/Rev.3 (11 October, 2010).

<sup>32</sup> SPS Committee, “Actions Regarding SPS-Related Private Standards (Decision of the Committee),” G/SPS/55 (6 April, 2012). See also, “Report of the Ad Hoc Working Group on SPS-Related Private Standards to the SPS Committee,” G/SPS/W/256 (3 March, 2011).

## 2-2 プライベート・スタンダードと WTO の関係をめぐる学説

前述のとおり 2005 年以降、SPS 協定の解釈上、プライベート・スタンダードは同協定で規律されるのか、という法的問題がある。WTO がどのような場合に政府でない民間の私的な行為を規律するかは、GATT 時代から次のようにされてきた。すなわち、民間の行為に政府がどの程度介入しているか、あるいは民間の行為を政府の行為とみなせる関係性があるか、という基準による判断である<sup>33</sup>。しかし、プライベート・スタンダードの議論では、WTO 加盟国政府とプライベート・スタンダードに何らかの関係があることはあまり想定されておらず<sup>34</sup>、プライベート・スタンダードが政府とは何の関わりなく普及している場合を想定して議論されているようである（例えば、加盟国政府がプライベート・スタンダードによる「認証」を政府の規制の遵守確認の中で利用するような場合には、WTO 上の問題となり得るが、そういうケースではなく、政府の規制とは別個に、民間でスタンダード策定・運用がなされている場合を想定している）。

具体的には SPS 協定第 13 条の解釈をめぐる議論となっており、同条は「加盟国は、自国の領域内の非政府機関 (non-governmental entities) . . . がこの協定の関連規定に従うことを確保するため、利用し得る妥当な手段を講ずる」と規定するが、この「非政府機関」という用語に、企業や GLOBALG.A.P.のような私的で商業的な (commercial and private) 団体が含まれるのかどうか問題となっている。それは解釈上ははっきりしないという立場もあるが<sup>35</sup>、どちらかというとな否定的な見解が主流のように思われる。

まず、SPS 協定交渉時に食品や農産物の安全性に関するプライベート・スタンダードが存在しなかったことから、「非政府機関」に現在問題となっているようなプライベート・スタンダードは含まれない、という理由が挙げられる<sup>36</sup>。

---

<sup>33</sup> Rex J. Zedalis, "When Do the Activities of Private Parties Trigger WTO Rules?," 10 *JIEL* 335 (2007).

<sup>34</sup> See, SPS Committee, *supra* note 24, G/SPS/GEN/746, para.17 ("A further question is whether or not the standard is really a private or an official standard.").

<sup>35</sup> Gretchen H. Stanton, "Food Safety-related Private Standards: The WTO Perspective" in Axel Marx et al. (eds.), *Private Standards and Global Governance: Economic, Legal and Political Perspectives* (hereinafter, *Private Standards*) (Edgar Publishing, 2012), p.244; Jan Wouters and Dylan Geraets, "Private Food Standards and the World Trade Organization: Some Legal Considerations," 11 *World Trade Review* 479, 485(2012).

<sup>36</sup> Denise Prevost, "Private Sector Food-Safety Standards and the SPS Agreement: Challenges and Possibilities," 33 *South African Yearbook of International Law* 1, 19 (2008); Tracey Epps, "Demanding Perfection: Private Food Standards and the SPS Agreement," in Meredith Lewis and Susy Frankel (eds.), *International Economic Law and National Autonomy* (Cambridge University Press, 2010), p.89.

次に、TBT 協定との比較の視点からである。SPS 関連ではないプライベート・スタンダード、例えば、エネルギーや二酸化炭素削減関連のスタンダードは TBT 関連のものになるし<sup>37</sup>、SPS 委員会でも、TBT 委員会ではどのような議論になっているのか、関心が示されていた<sup>38</sup>。しかし TBT 委員会では、SPS 委員会のように本格的にプライベート・スタンダードの問題は扱われていない。TBT 委員会では、2009 年の TBT 協定の運用と実施に関する第 5 回 Triennial Review において、数か国からプライベート・スタンダードによる通商障壁についての懸念が示されたが、プライベート・スタンダードという用語が不明確であることと、これが TBT 協定の実施にどのような関連性があるのか分からないという点が指摘されている<sup>39</sup>。SPS 委員会との違いは、TBT 委員会では加盟国がそれ以降この問題にそれほど関心を持たなかったということと、TBT 協定には附属書 3「標準化機関(中央政府機関であるか地方政府機関であるか非政府機関であるかを問わない)」に適用される「適正実施規準 (Code of Good Practice)」が存在することからそれで対応できている<sup>40</sup>、という認識が加盟国間にあったこと、が指摘できる。

さらにもう少し厳密に、TBT 協定が本稿で問題となっているようなプライベート・スタンダードを規律しているかどうかという点を検討すると、次のような見解が、学説上、示されている。TBT 協定上の「非政府機関」の用語については、SPS 協定 13 条の用語との比較の点から注目されていた。TBT 協定附属書 1.8 は、「非政府機関 (non-governmental body)」を「中央政府機関及び地方政府機関以外の機関(強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関を含む)」と定義している。ここでいう「強制規格を遵守させる法的権限を有する非政府機関」とは、政府機関ではないが、規格を策定し、国の代表として ISO (国際標準化機構) のメンバーとなるような (政府から独立した) 機関と理解されている。例

---

<sup>37</sup> なおGLOBAL.G.A.P.についても、食品の安全を規律している側面はSPS協定の問題になるが、経営マネジメントや農業従事者の健康の保護の側面についてはSPS協定の問題ではないと考えられるので、スタンダードの一部の側面がSPS協定に関わっていると理解できる。See, SPS Committee, *supra* note 24, G/SPS/GEN/746, para.18 (“...some elements of private standards address matters outside the scope of the SPS Agreement. For example, EurepGAP standards contain chapters dealing with, amongst other topics, worker health, safety and welfare and waste and pollution management.”).

<sup>38</sup> SPS Committee, “Summary of the Meeting of 28 February-1 March, 2007,” G/SPS/R/44, p.13, para.52 (30 May, 2007).

<sup>39</sup> Committee on Technical Barriers to Trade, “Fifth Triennial Review of the Operation and Implementation of the Agreement on Technical Barriers to Trade under Article 15.4,”(G/TBT/26), (November 13, 2009), para.26.

<sup>40</sup> *Ibid.* See also, Wouters & Geraets, *supra* note 35, pp.486-487; Committee on Technical Barriers to Trade, “Sixth Triennial Review of the Operation and Implementation of the Agreement on Technical Barriers to Trade under Article 15.4,”(G/TBT/32), (November 29, 2012), para.7. そこでは附属書 3 のほか、TBT 協定第 4.1 条 (適正実施規準の遵守の確保) が挙げられている。

例えば日本では、JIS(日本工業規格)を策定する JISC (日本工業標準調査会) のような機関である。つまり、(GLOBALG.A.P.のような)SPS 委員会で問題になっているプライベートな団体は想定されていないと解され<sup>41</sup>、このことから SPS 協定上の「非政府機関」も、TBT 協定と同様、プライベート・スタンダードを策定する団体を含まないと考えられている<sup>42</sup>。

### 2-3 SPS 委員会での議論の展開 (2011 年 3 月のアクション決定後から現在)

2011 年 3 月に 5 つのアクションの決定後、SPS 委員会ではその決定に基づいてプライベート・スタンダードの問題を継続的に議論している。ここでは、一つ目のアクション、SPS 関連のプライベート・スタンダードの定義作り (developing a working definition of an SPS-related private standard) に注目して、議論の動向を分析する。なお、ここでは単に「定義」としているが、正式には 'working definition' であり、SPS 委員会での議論の範囲を定めるために、食品安全を中心に SPS 協定附属書 A1 に関連する、プライベート・スタンダードの定義を策定するとされている<sup>43</sup>。以下では、この定義案の変遷を少し詳しくみていくが、本稿執筆時点 (2015 年 6 月) では、まだコンセンサスには至っていない。

2012 年になって、事務局が加盟国から出された意見をまとめた形で、初めて定義案が提示され、何度かの議論を経て<sup>44</sup>、2012 年 10 月の SPS 委員会で議論されていた案は下記の 2 案である<sup>45</sup>。

---

<sup>41</sup> なお、この点には反対の見解もあり、TBT 協定上の「非政府機関」にはプライベートな団体も含まれるという見方もある。例えば、Alessandra Arcuri, "The TBT Agreement and Private Standards," in Tracey Epps and Michael J. Trebilcock (eds.), *Research Handbook on the WTO and Technical Barriers to Trade* (Edward Elgar Publishing, 2014), p.505; Christian Vidal-León, "Corporate Social Responsibility, Human Rights, and the World Trade Organization," 16 *JIEL* 893, 905-907 (2013) を参照。

<sup>42</sup> Epps, *supra* note 36, pp.88-89; Joanne Scott, *The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures: A Commentary* (Oxford University Press, 2007), pp.305-306. See also, Arthur E. Appleton, "Private Climate Change Standards and Labelling Schemes under the WTO Agreement on Technical Barriers to Trade," in Thomas Cottier, Olga Nartova, and Sadeq Z. Bigdeli (eds.), *International Trade Regulation and the Mitigation of Climate Change* (Cambridge University Press, 2009), pp.146-147.

<sup>43</sup> See, SPS Committee, G/SPS/55, *supra* note 32, "Action 1."

<sup>44</sup> 2012 年 3 月に初めの定義案が提示されている。SPS Committee, "Proposed Working Definition on SPS-Related Private Standards (Note by the Secretariat)," G/SPS/W/265 (6 March, 2012). その後、同年 7 月にも新しい案が提示された。SPS Committee, "Proposed Working Definition on SPS-Related Private Standards (Note by the Secretariat)," G/SPS/W/265/Rev.1(26 June, 2012).

<sup>45</sup> SPS Committee, "Proposed Working Definition on SPS-Related Private Standards (Note by the Secretariat)," G/SPS/W/265/Rev.2(28 September, 2012).

【第1案】

- "SPS-related private standards are [voluntary, market] requirements which are [developed and/or] applied by [private] [non-governmental] entities in order to protect human, animal or plant life or health."

【第2案】

- "SPS-related private standards are [voluntary, market] requirements which are [developed and/or] applied by [private] [non-governmental] entities, which may [directly or indirectly] affect international trade, and which relate to one of the following objectives:
  - (a) to protect animal or plant life or health [within the territory of the Member] from risks arising from the entry, establishment or spread of pests, diseases, disease-carrying organisms or disease-causing organisms;
  - (b) to protect human or animal life or health [within the territory of the Member] from risks arising from additives, contaminants, toxins or disease-causing organisms in foods, beverages or feedstuffs;
  - (c) to protect human life or health [within the territory of the Member] from risks arising from diseases carried by animals, plants or products thereof, or from the entry, establishment or spread of pests; and
  - (d) to prevent or limit other damage [within the territory of the Member] from the entry, establishment or spread of pests."

そして両案ともに、下記の註がついていた。

\*A non-governmental entity is any entity that does not possess, exercise, or is not vested with governmental authority. Non-governmental entities are private entities, including private sector bodies, companies, industrial organizations, enterprises and private standard-setting bodies.

第1案と第2案の違いは、後半部分のプライベート・スタンダードの目的の表現の仕方である。第1案では、短く **in order to protect human, animal or plant life or health** となっているが、第2案では、**which may [directly or indirectly] affect**・・・と表現が長く、

(a) (b) (c) (d) の部分は、SPS 協定附属書 A.1 の「衛生植物検疫措置」の定義をそのまま借用している。

しかし問題だったのは、2 つの案の対立というよりも、2 つの案に共通した表現や概念が争点になっていたようである。まず、**[voluntary, market] requirements** のところであるが、**voluntary** あるいは **market** のいずれかの用語を使用するか、あるいはそれを落として **requirements** だけにするかが対立点となっていた<sup>46</sup>。プライベート・スタンダードの性質として、輸出市場で売りたいのであれば事実上、スタンダードの遵守が求められることから、これをどのように表現するかが議論されており、見解が分かっていた。次に、**[private] [non-governmental] entities** のところであるが、**private entities** か、あるいは **non-governmental entities** を用いるかについて議論されたようであるが、後者を支持した加盟国は、**non-governmental entities** が（2-1 で紹介したように）SPS 協定第 13 条に用いられていることを根拠に支持していた<sup>47</sup>。さらに、ここに付けられた註の内容についても、見解の相違があったとされている<sup>48</sup>。

この 2012 年 10 月の段階でコンセンサスに至らなかったことから、SPS 委員会ではまた新たに定義案を検討することになる。この後、再び議論が活発になるのは 2013 年 6 月で、意見を表明していた中国とニュージーランドを中心とした共同提案作りをすることが、議長により促された<sup>49</sup>。同年 10 月には、中国とニュージーランドが共同案を提示<sup>50</sup>、この案について、両国が共同議長 (co-stewards) になって、**electronic working group (e-WG)** を構成して議論を継続することとなった<sup>51</sup>。参加国は、アルゼンチン、オーストラリア、ベリーズ、ブラジル、ブルキナファソ、カナダ、EU、日本、シンガポール、米国である。中国とニュージーランドは、大きく先進国と途上国とで分かれる意見のとりまとめの役割をそれぞれが担っていた、とみることができるだろう。

中国とニュージーランドが 10 月に提示した案をベースに、e-WG に参加していた加盟国からのコメントを受けて、2014 年 3 月、SPS 委員会で定義案として議論されたのは下記

---

<sup>46</sup> SPS Committee, "Summary of the Meeting of 11-12 July, 2012," G/SPS/R/67, p.24, para.126 (11 September, 2012).

<sup>47</sup> *Ibid.*, para.128.

<sup>48</sup> *Ibid.*

<sup>49</sup> SPS Committee, "Summary of the Meeting of 27-28 June, 2013," G/SPS/R/71, p.20, para.12.5 (28 August, 2013).

<sup>50</sup> SPS Committee, "Proposed Working Definition of an SPS-Related Private Standard," Submission by China and New Zealand, G/SPS/W/272 (8 October, 2013).

<sup>51</sup> SPS Committee, "Summary of the Meeting of 16-17 October, 2013," G/SPS/R/73, p.26, para.11.7 (15 January, 2014).

の案である<sup>52</sup>。

**"An SPS-related private standard is a written requirement or a set of written requirements of a non-governmental entity which are related to food safety, animal or plant life or health and for common and repeated use."**

(Optional footnote: "This working definition or any part of it shall be without prejudice to the rights and obligations of Members under the WTO Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures or the views of Members on the scope of this Agreement.")

2012年に議論されていた案と比較して、この案のポイントは主として3点ある<sup>53</sup>。第1に、**a written requirement or a set of written requirements . . . for common and repeated use** という表現であるが、これは2012年の段階では**[voluntary, market] requirements** とされていたところの修正で **'written' requirement** に限定された。第2に、**a non-governmental entity** という用語の採用であり、これは2012年の段階では**[private] [non-governmental] entities** とされていたところの修正である。この点が最も大きな見解の相違があったとされているが、やはりSPS協定第13条に**a non-governmental entity** という文言があることから、それを定義内で使用することで、解釈上のインプリケーションが生まれることが懸念されていたようである。そうした懸念を押し切って**a non-governmental entity** という用語の採用に一步進んだ一方で、2012年の段階で**[private] [non-governmental] entities** に付けられていた註は削除されている。この点は第3の点に関連しているが、オプションとして別の註がつけられ、ここで議論されている定義がSPS協定上の加盟国の権利義務に影響を与えないことが記載されている。この点は、2013年10月の段階でも、WTOのLegal Officeに対して、定義の採択が法的インプリケーションを持つものではないことを確認するという形で、慎重に対応されている<sup>54</sup>。おそらくこの慎重な対応は、いわゆる「米国のマグロラベリング事

---

<sup>52</sup> SPS Committee, "Report of the Co-Stewards of the Private Standards E-working Group on Action 1 (G/SPS/55)," Submission by the Co-stewards of the E-working group on Private Standards, G/SPS/W/276 (18 March, 2014).

<sup>53</sup> *Ibid.*, p.2, para.9.

<sup>54</sup> SPS Committee, *supra* note 51, G/SPS/R/73, p.26, para.11.6 ("The Secretariat had reported that the WTO Legal Affairs Division had confirmed that the proposed working definition and its footnote did

件」<sup>55</sup>において、2000年のTBT委員会の決定（「国際規格作成プロセスに関する原則についてのTBT 委員会決定」）<sup>56</sup>が、ウィーン条約法条約31条3(a)の「条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意」と判断された点から、委員会レベルの決定がどのように将来の紛争に影響を与えるのか予断を許さないと考えられたからであろう。

しかし、2014年3月の段階でもこの定義案についてコンセンサスに至ることはなかった。カナダの提案で、WTO 外の国際組織でプライベート・スタンダードの定義が存在しないかを事務局が調査することになり、次の委員会に議論が持ち越された<sup>57</sup>。同年7月の委員会では、事務局が調査した他の国際組織で使用されているプライベート・スタンダードの定義が提示され<sup>58</sup>、さらに、アルゼンチンとカナダから追加の情報が示された<sup>59</sup>。この動きを受けて、同委員会は、中国とニュージーランドを共同議長とした e-WG での議論を続けることとした<sup>60</sup>。他の国際組織における定義を調査したことで一つ明らかになった点としては、他の国際機関においても正式な定義はなく、個々の資料や文書等において議論のために用語の意味が示されているのみという現状であった<sup>61</sup>。

2014年10月の委員会までに、事務局が調査した他の国際組織での定義の改定版が出され<sup>62</sup>、また e-WG 内での議論を受けて再び共同議長国（中国とニュージーランド）から定

---

not entail any legal interpretation as to whether or not private standards were covered by the terms of the SPS Agreement.”)

<sup>55</sup> 内記香子「WTO・パネル上級委員会報告書解説⑥ 米国—マグロラベリング事件（メキシコ）（DS381）—TBT 紛争史における意義—」（RIETI PDP 13-P-014、2013年8月）。

<sup>56</sup> See, “Decision of the Committee on Principles for the Development of International Standards, Guides and Recommendations with relation to Articles 2, 5 and Annex 3 of the Agreement,” in WTO document G/TBT/1/Rev.10, Decisions and Recommendations adopted by the WTO Committee on Technical Barriers to Trade since 1 January 1995, pp. 46-48 (9 June, 2011).

<sup>57</sup> SPS Committee, “Summary of the Meeting of 25-26 March, 2014,” G/SPS/R/74, p.22, para.11.10 (6 June, 2014). また、WTO news, 25 and 26 March 2014, “Members Try New Approach for Defining Private Sanitary-Phytosanitary Standards,” <[http://www.wto.org/english/news\\_e/news14\\_e/sp\\_s\\_25mar14\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/news14_e/sp_s_25mar14_e.htm)> (as of June 12, 2015) を参照。

<sup>58</sup> SPS Committee, “Existing Definitions of Private Standards in Other International Organizations,” Note by the Secretariat, G/SPS/GEN/1334 (18 June, 2014).

<sup>59</sup> WTO, SPS Committee, “Summary of the Meeting of 9-10 July, 2014,” G/SPS/R/75, p.22, para.12.4 (18 September, 2014).

<sup>60</sup> *Ibid.*, para.12.6.

<sup>61</sup> *Ibid.*, para.12.4 (“...most of these definitions were not officially adopted by the organizations concerned, but were rather of individual authors.”). See also, SPS Committee, “Summary of the Meeting of 26-27 March, 2015,” *infra* note 70, para.11.11 (“The representative of Codex had clarified that despite lengthy discussions on the issue of private standards in 2009 and 2010, Codex had never sought to formally define private standards.”).

<sup>62</sup> SPS Committee, “Existing Definitions of Private Standards in Other International Organizations,” Note by the Secretariat, Revision, G/SPS/GEN/1334/Rev.1(5 August, 2014).

義案が出された<sup>63</sup>。10月の委員会では、次の定義案が提示された<sup>64</sup>。

**An SPS-related private standard is a written requirement or condition, or a set of written requirements or conditions, related to food safety, or animal or plant life or health that may be used in commercial transactions and that is applied by a non-governmental entity that is not exercising governmental authority.**

さらに、註におとすか、本文に記載するのか、という点は保留のまま、次の付記がある。

This working definition is without prejudice to the rights and obligations of Members, or the views of Members on the scope of the WTO Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures.

この時点での争点は3点あるように思われるが<sup>65</sup>、以前の争点と大きくは変わっていない。まず、**non-governmental entity**の文言であるが、これが他の国際機関（OIEおよびCodex）でも使われていることからこの文言の使用が支持されたが、意味を明確化する目的で‘**that is not exercising governmental authority**’という説明句がついた。次に、**a written requirement**という文言が**a written requirement or condition**と修正され、‘**condition**’という用語を支持する加盟国がいたとされる。第三に、この定義が加盟国の権利義務に影響を与えないと註に記されていた部分を、註にしておくか、本文に記載するかで、議論になっている点である（ただし共同議長は、本文に含めることを提案している）<sup>66</sup>。

この3点をめぐって、e-WG内で意見交換を行い、次回2015年3月の委員会での定義採択に向けて動くこととなり、この時期が定義採択の一つの大きな機会であったように思われる。しかし、上記10月の案についてe-WGに参加していた多くの加盟国が賛同できるという立場だった中で、EUと米国のみが反対の意見を示した。すなわち、**non-governmental entity**ではなく**private entity**の用語を使用することを求め、また**a**

---

<sup>63</sup> WTO, SPS Committee, “Second Report of the Co-Stewards of the Private Standards E-working Group on Action 1 (G/SPS/55),” Submission by the Co-stewards of the E-working group on Private Standards, G/SPS/W/281 (30 September, 2014).

<sup>64</sup> WTO, SPS Committee, “Summary of the Meeting of 15-17 October, 2014,” G/SPS/R/76, p.23, para.11.9 (2 December, 2014).

<sup>65</sup> SPS Committee, *supra* note 63, G/SPS/W/281, p.2, para.7.

<sup>66</sup> *Ibid.*, p.2, para.9.

**written requirement or condition** という表現において **requirement** の用語を除くべきであるという見解を示したのである<sup>67</sup>。前者の点は、以前と同様、この定義が SPS 協定第 13 条の「非政府機関 (non-governmental entities)」に意味を与えて、将来 WTO 紛争となることを懸念しての修正提案であろう。後者の点は、どれほど重要な修正提案であったのか明確でないが、**requirement** の用語が法的要件を意味し、プライベート・スタンダードの定義には適切ではないといった見解だったと思われる。

カナダは、共同議長案のとおり **non-governmental entity** と **requirement** の用語の使用に賛成できるという立場を示し<sup>68</sup>、オーストラリアと日本は、EU の立場でも共同議長案のどちらでも柔軟に対応できるという立場を示していたが<sup>69</sup>、EU と米国の反対の立場は固く、意見はまとまらなかった。共同議長国は、ここでの議論の行き詰まりにより、これまでの努力が無駄になってしまうことを防ぐために、クーリング・オフの時間をとることを提案、しばらく議論を休止することとしたのである<sup>70</sup>。

今の時点で言えることは、SPS 委員会での定義作りの作業は、しばらくは確定しないだろう<sup>71</sup>。いまだ SPS 委員会内には、プライベート・スタンダードは SPS 協定が扱う問題であり WTO が対処すべきであるとする途上国と、それは SPS 協定の規律範囲外の問題であるとする先進国との間に、隔たりがあるようである。とりわけ先進国は、ここで策定した定義が、将来の WTO 紛争において SPS 協定 13 条の解釈に影響を与えることを懸念しているようである。定義策定の議論の変遷は、どのようにして途上国と先進国が互いに歩み寄れるかを探っている状態を表している。その一方で、増加・拡大するプライベート・スタンダードへの何らかの対応が国際社会で求められているとすれば、それは WTO 外でどのアクターがどのように試みているのか、その現状を次章で検討する。

### 3. WTO 外での動き

通商のコミュニティにおいては、WTO の SPS 委員会がプライベート・スタンダードに

---

<sup>67</sup> SPS Committee, “Report of the Co-Stewards of the Private Standards E-working Group on Action 1 (G/SPS/55),” Submission by the Co-stewards of the E-working group on Private Standards, G/SPS/W/283, p.2, paras. 8-9 (17 March, 2015).

<sup>68</sup> *Ibid.*, para.11.

<sup>69</sup> *Ibid.*, para.10.

<sup>70</sup> WTO, SPS Committee, “Summary of the Meeting of 26-27 March, 2015,” G/SPS/R/78, para.11.5 (21 May, 2015). また、WTO news, 26 and 27 March 2015, “Food Safety Body Agrees to e-working Group ‘Time Out’ on Definition of Private Standards,” <[https://www.wto.org/english/news\\_e/news15\\_e/sps\\_26mar15\\_e.htm](https://www.wto.org/english/news_e/news15_e/sps_26mar15_e.htm)> (as of June 12, 2015) を参照。

<sup>71</sup> Stanton, *supra* note 35, p.251; Wouters & Geraets, *supra* note 35, p.488.

ついて議論していることはある程度知られているが、WTO の外でどのような動きがあるのか、ほとんど共有されていない。ここでは、重要だと思われる3つの取り組みについて見ていくが、その前に、一つ大きな動きとして、2013年3月に、*The United Nations Forum on Sustainability Standards (UNFSS)* という国連のフォーラムができたことを指摘しておきたい<sup>72</sup>。これは、5つの国連機関（FAO, ITC, UNIDO, UNEP, UNCTAD）が集まって形成されたフォーラムであり、ホームページには ‘A Platform of International Dialogue on Voluntary Sustainability Standards’ というタイトルがついている。UNFSS では、プライベート・スタンダードという概念ではなく ‘voluntary sustainability standards (VSS)’ という概念が使われており、私的なものだけでなく公的なスタンダードも扱っている点に少し違いがあるが、SPS 委員会で問題とされていたプライベート・スタンダードの多くがここに含まれることには変わりはない。このフォーラムの目的は、VSS を使って途上国の競争力を高め、サステナビリティ市場の拡大にあるとされる<sup>73</sup>。すなわち、VSS を、持続可能な発展（sustainable development）の手段とする見方である<sup>74</sup>。これは、プライベート・スタンダードを途上国の輸出の障壁としてみていた立場からの転換であり、WTO にはなかった発想で興味深い。大きな活動としては、今のところ2013年の立ち上げ会議だけで<sup>75</sup>、日常的にはホームページ上で関連イベントや研究論文の紹介を行っているだけであるが、今後の展開が注目される。

### 3-1 ISEAL Alliance の取り組み

比較的早くから、プライベート・スタンダードへ正当性を求める対応を始めた団体としてよく知られているのは、ISEAL Alliance である<sup>76</sup>。2002年にロンドンに本部において活動を開始、一定の条件をクリアした信頼性のある認証スキームにメンバーシップを認めるという制度である<sup>77</sup>。ISEAL では、3つのコードを遵守したスキームに Full Membership

---

<sup>72</sup> United Nations Forum on Sustainability Standards (UNFSS), <<http://unfss.org/>> (as of June 12, 2015).

<sup>73</sup> UNFSS, “What is the UNFSS?” <<http://unfss.org/about-us/>> (as of June 12, 2015).

<sup>74</sup> Frank Grothaus, “Objectives and Challenges of the United Nations Forum on Sustainability Standards: The Emerging Intergovernmental Forum of Dialogue on Voluntary Sustainability Standards, a Joint Initiative of FAO, ITC, UNCTAD, UNEP and UNIDO,” in A. Meybeck and S. Redfern (eds.), *Voluntary Standards for Sustainable Food Systems: Challenges and Opportunities* (FAO, 2014), p.27.

<sup>75</sup> UNFSS, “Past Events,” <<http://unfss.org/launch/>> (as of June 12, 2015).

<sup>76</sup> Steven Bernstein, “Legitimacy in Intergovernmental and non-state global governance,” 18 *Review of International Political Economy* 17, 36 (2011).

<sup>77</sup> ISEAL alliance, “Our History” page <<http://www.isealalliance.org/about-us/our-history>> (as of

を認める形で、数多くのスキームの中から信頼できる制度の差別化をはかっている。3つのコードとは、①standard-setting code、②impact evaluation code、③assurance (certification and accreditation) code である<sup>78</sup>。

①は 2004 年に策定された一番古くからある規定で、スタンダード策定過程の手続的規定である。すなわち、ISEAL にメンバーシップを申請する 認証スキームの、利害関係者の参加の確保・コンセンサスや投票の過程・スタンダードの改正手続等が審査される。②は 2010 年に策定され、これは、スタンダードを策定した後、スタンダードの遵守の監視・評価システム (monitoring & evaluation system: M & E) を確立することをスキームに求め、情報・データの収集や評価、利害関係者からの情報収集の仕方などを審査する。最も新しい③は 2012 年に策定され、認証発行に関するシステムを評価するもので、スキームが適切な適合性評価制度や認証・認定手続を構築しているかどうかを審査する。

こうした取り組みは、通商障壁となる可能性があるプライベート・スタンダードの問題に直接に対応するものではないが、プライベート・スタンダードに対して一般的に向けられてきた懸念—例えば、欧米の価値に偏った普遍的なシステムではないかという指摘や、問題解決に有効に機能しているかどうか疑問であるという指摘—に対して<sup>79</sup>、一定程度、対応しようとする試みである。ISEAL のメンバーシップを得た認証スキームは、信頼できるスキームとしての地位や評判を得ることができ、そうではないスキームと差別化をはかることができる。そうすることで、認証スキーム間の競争を、信頼性や正当性の確保に方向付けされた「トップへの競争」に向かわせる可能性があるものと評価できる<sup>80</sup>。

ただし、ISEAL の取り組みにも課題が指摘されている。メンバーシップが付与されるための条件レベル (すなわち上述の 3 つのコード) が高いため、ISEAL のメンバーシップを得ているスキームの数が (よく知られるフェアトレードや FSC を含めて) 20 に過ぎない

---

June 12, 2015). 今は単に ISEAL となっているが、かつては、**International Social and Environmental Accreditation and Labelling** の略であった。

<sup>78</sup> ISEAL alliance, “Our Codes of Good Practice” page, <<http://www.isealalliance.org/our-work/defining-credibility/codes-of-good-practice>> (as of June 12, 2015).

<sup>79</sup> 山田高敬「多国間制度の不均衡な法化と私的権威の台頭」『国際法外交雑誌』第 107 巻 1 号、71~72 頁 (2008 年)。

<sup>80</sup> Marie-Christine Renard and Allison Loconto, “Competing Logics in the Further Standardization of Fair Trade: ISEAL and the Símbolo de Pequeños Productores,” 20 *Int. Jnl. of Soc. of Agr. & Food* 51, 58 (2012) (“ISEAL attempts to remove some of the competition between members by trying to differentiate between ‘credible standards’ and ‘greenwashing’. This differentiation is the basis for the development of their credibility tools, which create legitimacy for ISEAL and its members within the broader sustainability movement.”).

という事実である<sup>81</sup>。現在活動している認証スキームの全体の数からすると、少なすぎるという印象がある。また、ISEAL 内でもメンバーシップを評価・審査する体制について議論や論争があり、ISEAL の対内的な正当性確保の問題もあるとされている<sup>82</sup>。

### 3-2 プライベート・スタンダードの市場への影響評価の試み

本研究会の関心として、プライベート・スタンダードが実際にどれくらい（通商への影響も含めて）市場に影響を与えているのか、というものがあつた。上述 ISEAL の *impact evaluation code* の存在も、認証スキームに対して、策定したスタンダードの実際の影響を監視して測定することを促す趣旨のものであり、認証スキームの当事者にもそうした評価の必要性が求められていると言える。市場の影響評価の存在は、プライベート・スタンダードの問題点を具体的に指摘し、どのような改善がされるべきか方向性を示すもので、認証という方法が一つのガバナンス・ツールになり得ることを示唆している。（本稿の前掲註 17 に掲載の既存の研究のほか）本研究の過程で筆者は、関係者に体系的な市場影響評価の研究の有無について折を見て質問をしてきた。しかし、関心の高いテーマではあるものの、まだ体系的な研究はないという印象である。

WTO の SPS 委員会では、唯一、2008 年に事務局が加盟国にアンケートを実施し、その返答結果をまとめたものが存在している。これは各国の状況や認識を知るには有用ではあるが、それをとりまとめただけの記述的な文書にとどまっている<sup>83</sup>。

UNFSS のホームページには 2 つの研究調査が紹介されており、認証を得た農産物がどれくらい生産され市場で販売されているのかが報告されている<sup>84</sup>。COSA(The Committee on Sustainability Assessment)の 2013 年の調査レポートは、ココアとコーヒーに産品を限定しているが、12 か国で使用されている VSS について、経済的・社会的・環境保護の観点から比較的詳しい分析を行っている<sup>85</sup>。対照的に、SSI(The State of Sustainability Initiatives) Project の 2014 年のレポートは、対象を 10 の商品（砂糖、ココア、綿、パー

---

<sup>81</sup> ISEAL alliance, “Our Members --- Full Members,” <<http://www.isealalliance.org/our-members/full-members>> (as of June 12, 2015).

<sup>82</sup> Allison Loconto and Eve Fouilleux, “Politics of Private Regulation: ISEAL and the Shaping of Transnational Sustainability Governance,” 8 *Regulation & Governance* 166, 178-179 (2014).

<sup>83</sup> 前掲註 28・29 及び該当の本文を参照。

<sup>84</sup> UNFSS, “COSA-SSI Workshop Documentation,” <<http://unfss.org/documentation/cosa-ssi-workshop-documentation/>> (as of June 12, 2015).

<sup>85</sup> The COSA Measuring Sustainability Report—Coffee and Cocoa in 12 Countries (2013), available at, <<http://thecosa.org/news-and-insight/publication/the-cosa-measuring-sustainability-report/>> (as of June 12, 2015).

ム油等)と幅広くとって 16 の VSS に関する市場調査をしているが、詳細な分析にまで至っていない<sup>86</sup>。

### 3-3 ITC Standards MAP による取り組み

ITC (Int'l Trade Centre) による *ITC Standards MAP* という データベースは、'Your roadmap to sustainable trade' と題され、現在、約 170 のスタンダードの情報が扱われている<sup>87</sup>。このデータベースのユーザーは、'producers, manufacturers, brands, retailers, researchers and policymakers'<sup>88</sup>とされ、データベースの目的はこれらユーザーが持続可能な生産・通商に携わる際の能力強化だとされている<sup>89</sup>。

データベース (無料) は非常に使いやすく構成されている。まずユーザーは、自身のビジネスに関連する製品や生産国・輸出先等から、関連のスタンダードを特定する。すると、特定された複数のスタンダード間の特徴を比較した結果がグラフとして表示される。比較の結果は、主として 2 つに分けて表示される。まず、スタンダードの実態的内容が、5 つのサステナビリティ分野 ('environment', 'social', 'management', 'quality', 'ethics') に照らして比較分析される。次に、スタンダードを策定した認証スキームの手続的・制度的な特性が 5 つの点 ('audits', 'claims and labelling', 'support', 'standard', 'governance') から比較分析される。これらが分かりやすくグラフで表示される。

さらに追加的に比較できる点として、スタンダードの遵守・実施における厳格性 (degree of obligation) がある。状況はそれぞれの認証スキームによって異なるが、スタンダードは数多くの要件で構成されており、そのすべてが認証と同時に直ちに遵守・実施しなければならないわけではない。遵守までに 1 年から 5 年の猶予が認められている要件や、遵守が単に推奨されているというレベルに留まるものもある。つまり、スタンダードが、どの程度の遵守の厳格性をもって運用されているか、グラフで確認できるようになっている。

このように、プライベート・スタンダードを比較できるデータベースは、数あるスタンダードをある程度、「格付け」する機能をもつ。あるスタンダードが、様々なサステナビリ

---

<sup>86</sup> SSI, The State of Sustainability Initiatives Review 2014: Standards and the Green Economy, available at <<http://www.sustainablecommodities.org/ssi/background>> (as of June 12, 2015).

<sup>87</sup> ITC Standards Map, <<http://www.standardsmap.org>> (as of June 12, 2015).

<sup>88</sup> ITC Standard MAP, "Overview," <<http://www.intracen.org/itc/market-info-tools/voluntary-standards/standardsmap/>> (as of June 12, 2015).

<sup>89</sup> *Ibid.*

ティ分野に配慮したものなのか（すなわち、環境だけに特化していて、その他の社会的課題には配慮していないのではないかという懸念に対応するもの）、手続的・制度的に正当なものなのか、といった懸念に一定の答えを提示することになるので、信頼できるスタンダードとそうでないものが見分けられる、という効果がある。このデータベースが利用されることで、①ユーザーがより信頼性のあるスタンダードを選択するのか、②データベースに掲載されているスタンダード間で、より信頼性のあるものになるよう改善・修正の動きや努力が生まれてくるのかどうか、という点が今後の注目点である。

#### 4. おわりに—今後の研究課題

プライベート・スタンダードの問題は、サステナビリティの問題であり、生産方法そして通商の問題でもある。プライベート・スタンダードが、研究テーマあるいは政策的なテーマとして、より関心をもたれるために、次の2つの研究課題があることを最後に示しておきたい。

第一に、プライベート・スタンダードは、政府が関与しない私的エリアの問題にとどまらず、いわゆる「パブリック・プライベート・パートナーシップ」という形で、政府との協働の可能性がある分野でもある<sup>90</sup>。パートナーシップは、政府とプライベート・スタンダード側にそれぞれメリットがあるとされる。まず政府側にはプライベート・スタンダードを政府規制のコンプライアンスの証明として使用することで、（情報をもっている私的アクターに検証の仕事を委託することで）コストを下げるができるメリットがあるとされ<sup>91</sup>、プライベート・スタンダード側は政府に使用されることで信頼性や正当性が与えられるとされている<sup>92</sup>。パートナーシップが進んでいるという欧米の各国で、政府がどのようにプライベート・スタンダードを活用しているのか、事例を検討し<sup>93</sup>、日本国内でもどのようなパートナーシップの可能性はあるか検討していく必要があるだろう。

第二に、中国・インド・ブラジルにおけるプライベート・スタンダードの拡大に関する研究である。これまでは、アフリカや南米の小国が欧米向けに輸出をする際にプライベ

---

<sup>90</sup> Marx et al., *supra* note 13, pp. 302-303.

<sup>91</sup> Jolene Lin, “Governing Biofuels: A Principal-Agent Analysis of the European Union Biofuels Certification Regime and the Clean Development Mechanism,” 24 *JEL* 43, 60(2012).

<sup>92</sup> Lars H. Gulbrandsen, “Dynamic Governance Interactions: Evolutionary Effects of State Responses to Non-State Certification Programs,” 8 *Regulation & Governance* 74, 86(2014).

<sup>93</sup> 例えば EU での一例として、内記香子「バイオ燃料をめぐる国際通商—EU の持続可能性基準とその域外への拡散（一）」『阪大法学』第 62 巻 5 号（2013 年）103～106 頁を参照。

ト・スタンダードがどのような影響をもつかといった視点で研究がなされてきたが、中国・インド・ブラジルという新興国の政策が注目されている。そこにはもちろん、欧米向けの輸出のための政策という側面もあるが、人口の大きいこれら新興国内の消費者のサステナビリティへの関心を向上させることで、よりサステナビリティの市場を拡大していきたいという、サステナビリティ業界全体の関心もある<sup>94</sup>。日本においても、プライベート・スタンダードの研究の広がりを期待したい。

---

<sup>94</sup> See, ISEAL, “Emerging Economies,” <<http://www.isealalliance.org/our-work/increasing-uptake/emerging-economies>> (as of June 12, 2015).